

五、湯餅会^{タンビンホエ}

大きな家の客間である。ちょうど湯餅会を開いている。

客間の両側には、男が左女が右の席に盛装したお客がいっぱいに坐っている。真ん中には役所のように、テーブルが一つ置いてあり、正面には若い夫婦が坐っている、それが子どもの両親である。テーブルの脇には十六人が二つに分かれて向かい合って立っている。衣冠を整え、厳しい顔つきで、胸にはそれぞれ黄色い絹の襷をかけ、上には大きく“証人”とか書かれている。左側のはじめの一人が机の上から一枚の卒業証書のような金縁の白い紙を取り上げ、声高に読み上げた。

“維れ四天下の一にして、南瞻部洲、礼義の邦、摩訶菴羅利達国の、大道徳主某家に男子某なる者降生す、本は游魂に属すも、分かれて異物と為る。蘿を披し荔を帯とし、風寒を禦ぐに足る。露を飲み霞を餐し、煙火を須ちいず。蟋蟀を友として長嘯し、賞心するに歌を聞くに異なるなし。螢火を附して以て夜遊し、行楽豈燭を乗るに殊ならんや。幽冥の幸福、亦至れりと云う。爾は乃ち満足を知る罔く、意を肆にして貪求す。夜台の幽静を却けて塵世の紛紜を慕い、金剛の永生を捨てて石火の暫寄に就く。即ち此の顛愚や、已に憐憫するに足る。況や復た茲の一念に縁りて、禍い無辜に及び、爾の双親に索び、鑄して大いなる錯ちと成るは、豈更に嘆恨に堪えざらんや。夫の大道徳主某なる者を原ぬるに、華年月の貌、群は神仙中の人と称し、而して古井秋霜、実に聖賢の戒めを受く。以ての故に双飛の蛺蝶も、既に其の和諧を喩うるに足らず、一片の冰心も、亦未だ其の高潔に比する能わざるなり。乃ち某刻意して生を受け、妄りに蠱惑を肆にするに縁て、以て清芬の猶在るに、白蓮已に其の花光を失し、緑葉已に繁て、紅杏倏として母樹と成るを致す。十月の危惧、三年の苦辛。一身死亡に瀕し、百樂悉く以て捐棄す。犠牲とする所の者既に大にして、耗費する所の者尤くに多し。就伝妻を取り、飲食衣被、初め儲積無く、而も擅自^{ほしいまま}に取携す。猥に人の子と言うも、実は唯の馬蛭なるのみ、言念此に及ぶや、能く慨然たらずや。嗚呼、使し汝を生むは父母の意志なれば、則ち爾は応に極まり罔きの恩を感ずべし。使し汝を生むは父母の意志に非ざれば、則ち爾は応に天に^{みなぎ} 弥るの罪を負うべきなり。今爾は恩を知るか、爾は罪を知るか。爾罪を知らば、則ち当に自ら覚悟して、勉めて報称を図り、能く無尽の罪を万一に懺除せんことを冀うべし。爾応に自ら知るべし、爾生を受けてより以て復夜台に帰するに至るまで、此の一生を尽くすは、爾は実に父母の所有と為り、爾を以て父母の罪人為る、即ち父母の俘囚為り、此れ爾の応に得べきの罪なるを。爾其れ下方の律令を謹守し、勉めて孝子と為れ。余ら実に厚くこれを望む有り。

左記の如し

- 一、子女の誕生は純ら個人の意志にかかり、自分で完全に責任を負うべく、父母とは関係なきことを承認す。
- 二、子女は父母に対して応に完全に責任を負い、併せて損失を賠償すべきを承認す。
- 三、第二条に準じて、子女は父母の所有物たるを承認す。
- 四、父母の子女に対して以て自由に処置すべきを承認す。

甲、随意に処刑すること。

乙、随意に売りあるいは贈与すること。

丙、^{ろくでなし} 謬種あるいは低能者にすること。

五、本人の妻子等の付属物は間接に父母の所有物たるを承認す。

六、感謝と満足を以て上列の律令を承認す。”

その人はこの桐城派と文選との合璧の文章を読み上げ、続いて年月日とその“游魂”——いまでは已に生を受け小児になっている——の名前を呼んで、そこで右側のはじめの人が恭しく下がって、乳母の懷に抱かれている小児の両手を捉まえ、その親指を印肉に押し付け、そして紙の署名の下に押した。それから十六人の証人は各々花押を記したが、一人か二人は“一片の忠心”とか“一本万利”など呪文のような言葉を書きつけ、そのほかは大半が十の字を一つ記しただけで、丸を書いたのもいたが、まん丸に書けていた、別にコンパスがあったわけでもないのに。最後の一人が丸を描いてお終いになり、中庭は驚天動地の爆竹が鳴らされ、その音響の只中で、誰かが大声で“礼——おわりー！”と叫ぶのが聞こえ、そしてこの儀礼はお終いになった。

その日の晩、わたしはちょうどイギリスのバトラーの小説『虚無郷遊記』（Erewhon）を読んでいたので、あるいはそれでこんな妖夢を見たのかもしれない。

※初出：1922年8月24日『晨报副刊』